

下松市設計違算に関する事務取扱要綱の制定について（お知らせ）

令和4年9月29日
技 術 監 理 課

令和4年10月1日より、下松市設計違算に関する事務取扱要綱を制定しますので、お知らせいたします。

主な制定内容

1 定義

「設計違算」とは、設計図書における単価の適用誤り、数量の誤り、費用の計上漏れ、文言の記述誤り等による設計金額の誤りをいい、準用として、予定価格、最低制限価格及び調査基準価格の設定の誤りについてもこの限りではありません。

2 対象

下松市が発注する建設工事及び測量・コンサルタント等業務委託（以下「建設工事等」という。）の競争入札による契約を対象とします。

3 施工期日

令和4年10月1日から施行し、同日以後に判明した建設工事の入札等に係る設計違算から適用します。

以上